



## 第2章

# 死因究明等に関する教育及び 研究の拠点の整備

**1 法医学、歯科法医学等の死因究明等に係る人材養成と研究を推進する拠点の整備等**

**【施策番号 21】(再掲)**

P 2 【施策番号 1】参照

## TOPICS

### 2 長崎大学における取組

長崎大学では、死因究明体制の充実と専門人材の育成のため、法医学及び歯科法医学分野を中心多角的な取組を進めている。また、医歯薬学総合研究科内に「死因究明医育成センター」を設置しており、死因究明や身元確認に関する教育・研究・実務を統合的に推進している。長崎県警察本部や県内医療機関等と連携し、異状死体を対象とした検案や解剖を実施しており、平成30年には長崎県警察本部との間で「死因究明及び身元確認等に係る相互協力に関する協定」を締結している。

長崎県には監察医制度が存在しないため、死因究明は、法医学を専門とする医師が警察及び警察嘱託医と連携して扱っている。本学では、24時間365日対応可能な死亡時画像診断体制を整備しており、長崎大学の研究協力員の身分を付与された警察官等が死亡時画像を撮影し、法医学を専門とする医師が読影している。法医学分野の医師による読影が困難な症例については、放射線診断医の助言を得て診断の精度向上を図っている。また、分析機器であるGC-MSやLC-MS/MSによる薬毒物スクリーニング、生化学検査等、多角的な分析手法を活用し、専門的科学的知見に基づいた死因究明に努めている。中でも、迅速かつ高精度な判定が可能であるNAGINATA法を用いた薬毒物スクリーニングでは、当初は事件性が低いと判断されていた症例が、後に事件性があると認められた事例もある。なお、法医解剖は、遺族を待たせることのないよう、警察の依頼から1日以内に実施できるよう努めている。

本学の特徴的な取組として、乳幼児突然死や若年者の急死に対して、遺族の同意を得た上で、疾患の原因となり得る遺伝的変異を効率的に検出する全エクソーム解析を実施し、遺伝性の致死性不整脈や代謝疾患との関連について網羅的なDNA変異解析と評価を行っている。遺伝子変異が明らかになった場合には、たとえ刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第168条等の規定に基づく解剖（以下「司法解剖」という。）であっても、捜査機関と連携の上で遺族に結果を直接説明し、長崎大学病院の遺伝カウンセリングへと繋げている。

身元確認においては、DNA型鑑定に加えて、長崎県歯科医師会と連携し、歯科的手法を活用した迅速な身元確認体制を整備している。警察から提供された歯科情報は、歯科法医学を専門とする歯科医師から長崎県歯科医師会を通じて県内の歯科医療機関に共有され、保管されている歯科情報と照合することで、円滑な身元確認が実現されている。

教育面では、大学院生や県内医師を対象に、法医学の実務と研究を両立するカリキュラムを提供している。死因究明に関するセミナーや症例検討会を開催し、死亡時画像診断、薬毒物検査、小児突然死の解析等の多岐にわたる内容を通じて、実践的な知識と技術の習得を支援している。また、被爆地・長崎の歴史を踏まえ、「いのちの尊厳」と「平和の継承」を教育理念に据え、死因究明の重要性を社会的・倫理的観点からも重視している。単なる死因判定にとどまらず、遺族への説明責任、公衆衛生の向上、犯罪の見逃し防止といった観点から、社会的使命を果たす死因究明等に係る人材の育成に注力している。

こうした取組を通じて長崎大学は、科学的かつ倫理的視点に基づいた死因究明と身元確認を推進し、地域社会に根ざした実践的な専門職の育成と、信頼される死因究明体制の確立に今後も貢献していく所存である。

出典：文部科学省・長崎大学提出資料による

